

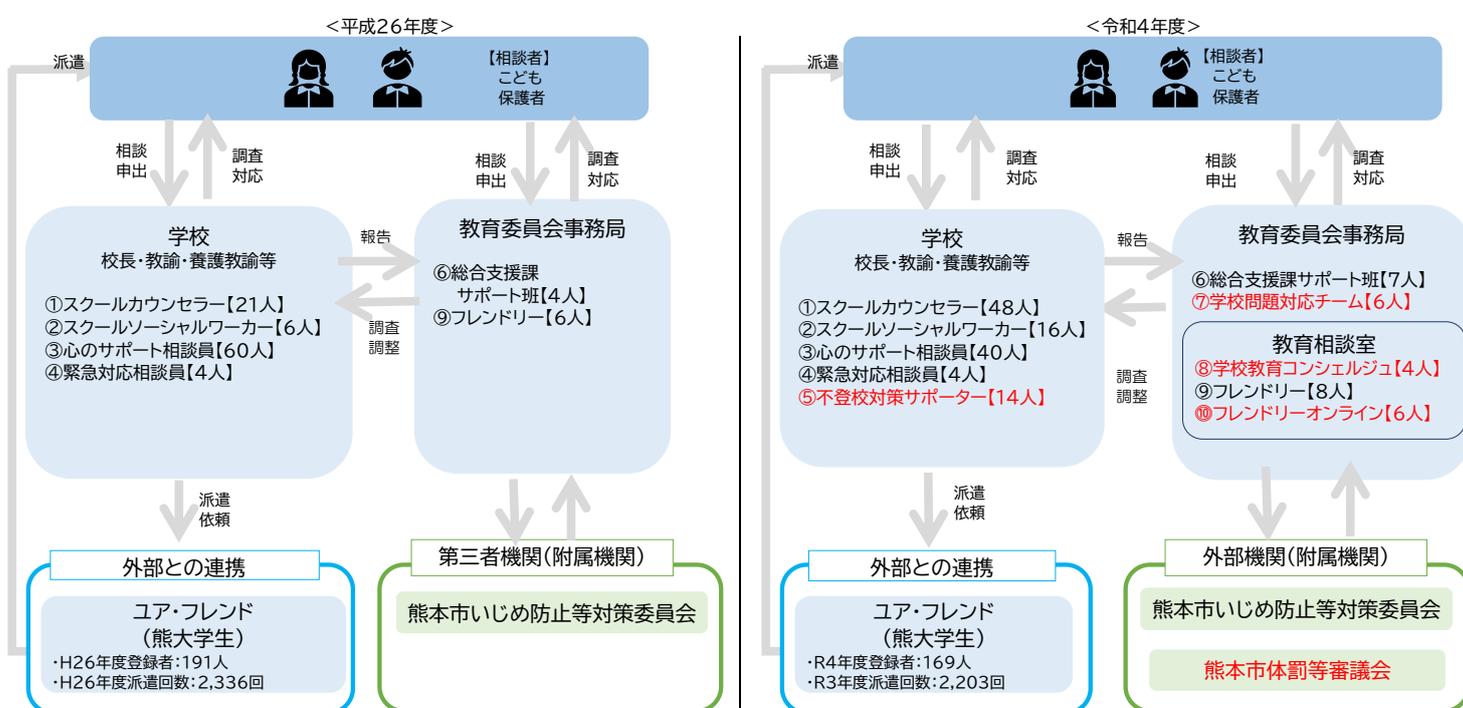
学校及び教育委員会の課題解決に向けた取組について

I 不祥事案等の再発防止及び迅速・適切な事後対応について

教育委員会事務局

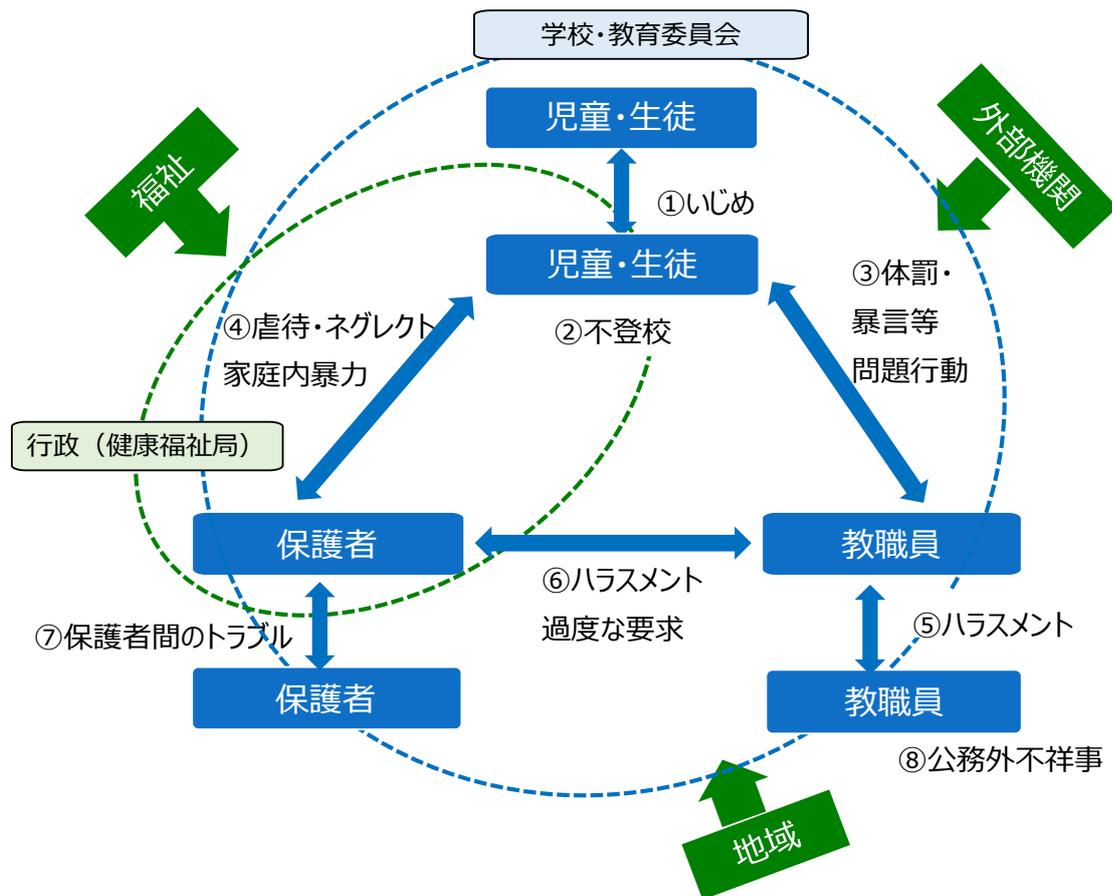
一連の不祥事案等の発生を受けて、こうした事態を二度と起こさないよう、具体的な再発防止策を講じるとともに、学校で生じる様々な問題に丁寧に対応できる体制の整備、迅速・適切な危機管理体制の構築、市長事務部局との連携強化等を更に実効性のあるものとするため、必要な検討を行う。

1 不祥事案等へのこれまでの主な取組



- 平成 26 年度(2014 年度)
 - ・いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、「熊本市いじめ防止基本方針」策定
- 平成 28 年度(2016 年度)
 - ・児童生徒等に関する様々な相談窓口として、教育相談室に学校教育コンシェルジュを配置
 - ・児童生徒の不登校への対策を強化するため「不登校対策サポーター」を部分的に配置
- 令和元年度(2019 年度)
 - ・体罰認定前に弁護士等の意見を参酌するため「熊本市体罰等防止検討会議」を設置
- 令和2年度(2020 年度)
 - ・体罰等への組織的対応を一元的に行うため、教育委員会に「学校問題対応チーム」を設置
 - ・附属機関としての「熊本市体罰等審議会」を設置(「熊本市体罰等防止検討会議」は廃止)

2 現状における主な課題



【全体】

- ・こども局との役割分担や連携体制の構築。

【いじめ】

- ・学校、教育委員会の対応に保護者からの信頼が得られない事案がある。
- ・保護者間のトラブルに発展するような場合、学校での対応に限界がある。

【体罰・暴言等】

- ・体罰・暴言等があっても相談につながらない事案がある。(令和3年度実施の「体罰・暴言等に関するアンケート」では、実際に相談につながったのは全体の約27%)
- ・処分に至るまでに時間がかかる事案がある。
- ・事案発生後の本人の処遇(配置換え等)に明確な基準がない。

【その他】

- ・発生後の報告が迅速になされなかった不祥事案等がある。
- ・公務外の不祥事案等については、警察から情報提供を受けることができず、本人の申告以外での確認方法がない。
- ・保護者からの過度な要求に対し、専門的な対応ができず、苦慮している。
- ・家庭内の問題に対して、踏み込んだ対応がとれない。

3 検討項目

- (1) 体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備
- (2) 適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方
- (3) 保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実
- (4) 再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実
- (5) 教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化
- (6) 取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり

4 検討体制

- (1) 総合教育会議での議論
- (2) 教育委員会会議での議論
- (3) 教育委員会事務局内会議及び関係局会議での議論
- (4) 外部有識者を含む審議会(附属機関)での議論(新設)

5 具体的取組

- (1) 令和4年度(2022年度)内の取組
 - ・不祥事案等に関する一連のプロセスを対応段階ごとに検証し、課題を共有する。
 - ・児童・生徒、学校に関する各課の個別対応について、マニュアル化されていないもの、対応に時間がかかっているもの等を全て抽出する。
 - ・他自治体の取組など先進事例の調査を行う。
 - ・教職員研修の更なる充実や管理職員の対応力強化や指標の設定などの取組を進める。
 - ・不祥事案等の再発防止への取組を進めると同時に、事後対応力強化の検討を行う。
- (2) 令和5年度(2023年度)以降の取組
 - ・教育委員会の附属機関として「(仮)熊本市教育行政審議会」を設置し、児童・生徒に関する様々な諸問題に対して、市長事務部局と連携し、迅速かつ適切な対応ができる地方教育行政の在り方について審議する。
 - ・局内会議や関係局会議、審議会による協議状況等を踏まえ、必要な施策を検討し、可能なものから速やかに実施。
 - ・現行の枠組みでは解決できない課題は、国に対し制度改正に係る提言・要望を行う。

Ⅱ こどもを取り巻く様々な課題の解決に向けた取組の推進について

健康福祉局

1 こどもを取り巻く現状と課題

- 学校におけるこどもを取り巻く課題は多様で複雑
- 学校や教育委員会での対応は限界、また現場は疲弊
- 学校現場は、福祉部門(児童相談所等)の積極的な関与・介入を期待



情報や認識を共有し、適切な役割分担と連携により、望ましい解決につなげる努力が必要

2 こどもの権利擁護に係る新組織の設置について

- 学校等で生じた事象・事案の情報が市長に届く仕組みが十分ではなかった
- 学校で生じた事象・事案に対し、市長として具体的に関与する仕組みがなかった



学校の内外を問わず、こどもの人権・権利擁護にかかわるすべての事象・事案を対象とする新組織を市長事務局に設置する。

【新組織の役割】

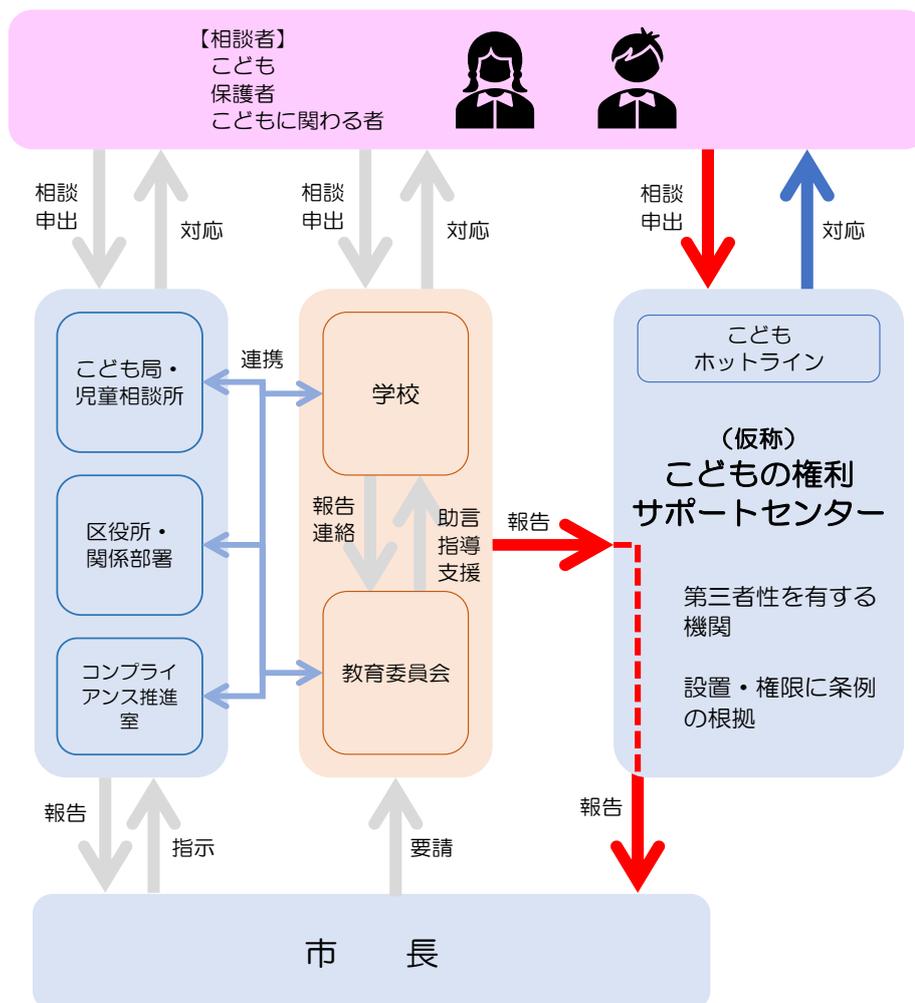
こどもの命を守るため、こどもの権利を擁護し、最善の利益を確保することを目的とし、これらに関する相談を受け、解決に向けて取り組む。

具体的には、学校の内外を問わず、こどもの人権にかかわる事象・事案が速やかに市長に報告される仕組みを作るとともに、学校や教育委員会への相談ルートとは別に相談ルート複線化し、気軽に相談できる体制を整備するとともに、市長の責任において、学校等で生じた事象・事案の解決に取り組む。

【新組織の機能要件】

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ➤ 【相談】相談ルートの複線化、容易性 | 【報告】市長報告の徹底 |
| ➤ 【調査】中立性、専門性 | 【判断】中立性、専門性、納得性 |
| ➤ 【対応】独立性、即応性 | |

【新組織のたたき台】



- こどもの権利擁護を担当する第三者機関性のある新組織を設置する。
- こども等からの相談申出や学校・教育委員会からの報告により、調査・調整等の対応を行う。
- 設置及び調査対応等の権限に関する条例が必要。令和5年4月に準備室を開設する。
- 当面、「相談ルートの複線化」と「市長報告の徹底」を実施する。

3 こども局の創設について

- 令和5年4月1日に施行される「こども基本法」においても、常にこどもの最善の利益を第一に考え、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むこととされている。
- こどもが必要とする制度の壁、縦割りの壁を見直し、統合的、一体的に支援を行うことが急務であり、国においては、そのための新たな司令塔として「こども家庭庁」が創設される。
- 本市においても、学校・教育委員会の市長事務部局側のカウンターパートを明確化し、更に連携を強化することが必要である。

こども施策の専管組織として令和5年(2023年)4月に創設するこども局が、全庁的・総合的な牽引役を担う。

機構図(案) ※ 機能・名称・指揮系統等、いずれも検討中

